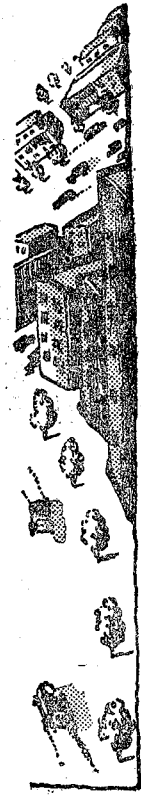


研究



フランスの道路行政 (二)

武若時一郎

第二節 總 說

七四 フランスには本邦の道路法の如き、道路に關する

統一法典はない。俗に道路法(註) Code de la route と稱

するものはあるけれども、之は單なる交通警察法規たるに

過ぎない。従つてフランスの道路行政は、その法源を個々

の法令の中に索めなければならぬ。茲には道路行政に關係

を有する法令の主要なるものを掲げるに止める。

(一) 國縣道に關するもの(1)一八一一年二月一六日

令 decret du 16 decembre 1811 (道路の新設及び修繕に關

する勅令)(2)一八二五年五月二二日法 loi du 12 mai 18

25 (道路に植栽したる樹木の所有權並に側溝の浚渫及び維

持に關する法律)(3)一八四二年五月二四日法 loi du 24

mai 1824 (路線の變更又は新道の開設に因り解除したる國

道の一部に關する法律)

(二) 市町村道に關するもの(1)一八二四年七月二八日

法 loi du 28 juillet 1824 (市町村道に關する法律)(2)一

八三六年五月二一日法 loi du 21 mai 1836 (市町村道に關

する法律、一八二四年法中一部廢止)(3)一八八〇年三月

一二日法 loi du 12 mars 1880 (市町村道の補助に關する法

律) (4) 一八八〇年六月三日令 décret du 3 juin 1880 (同上施行に關する勅令)

(三) 街路に關するもの (1) 一八〇七年九月一六日法

loi du 16 septembre 1807 (沼澤地の干拓等に關する法律)

(2) 一八四五年六月七日法 loi du 7 juin 1845 (歩道新設

費の分賦に關する法律) (3) 一八五二年三月二六日令 décret

et du 26 mars 1852 (パリの街路に關する勅令) (4) 一八

五八年十二月二七日令 décret du 27 décembre 1858 (同上

施行規則、一八七六年一部改正) (5) 一八六四年六月八日

法 loi du 8 juin 1864 (市町村道の延長たる街路に關する

法律)

(四) 里道に關するもの 一八八一年八月二〇日法 loi

du 20 août 1881 (農事法)

(五) 一般土木に關するもの (1) 一八三四年二月一八

日令 Ordonnance du 18 février 1834 (土木工事調査手續に

關する勅令) (2) 一八三五年八月二三日令 Ordonnance du

23 août 1835 (市町村土木工事調査手續に關する勅令) (3)

一八四一年五月三日法 loi du 3 mai 1841 (公用徵收に關する法律) (4) 一八七〇年七月二七日法 loi du 27 juillet

1870 (大土木工事に關する法律)

(六) 行政機關に關するもの (1) 一八三四年五月一〇

日法 loi du 10 mai 1834 (縣會及び郡會の權限に關する法

律、縣會に關する部分は一八七一年法を以つて廢止) (2)

一八五二年三月二五日令 décret du 25 mars 1852 (地方分

權に關する勅令、一八六一年改正) (3) 一八六七年七月二

四日法 loi du 24 juillet 1867 (市町村會に關する法律)

(4) 一八七一年八月一〇日法 loi du 10 août 1871 (縣會に

關する法律) (5) 一八八四年四月五日法 loi du 5 avril

1884 (市町村の組織に關する法律)

(七) 違警罪に關するもの (1) 一六〇七年二月令 edit

du décembre 1607 (道路取締等に關する勅令) (2) 革命曆

第一〇年花月二九日法 loi du 29 floréal an x (大交通路違

警罪に關する法律) (3) 一八四二年三月三日法 loi du 23

mars 1842 (大交通路取締に關する法律) (4) 一八五一年五

月三〇日法 loi du 30 mai 1851 (運送取締に關する法律)

(八) その他 (一) 一八六五年六月二一日法 loi du 21

juin 1865 (土功組合に關する法律) (二) 一八九四年七月一

〇日法 loi du 10 juillet 1894 (パリ及びセイヌ縣の衛生に

關する法律) (三) 一九〇二年八月一三日令 décret du 13

août 1902 (パリ市内の建築物の高さ及び突出部に關する勅

令)

註 所謂「道路法」又は「交通法」code de circulation と云ふ

のは一九二三年一月三〇日令 décret du 30 décembre 1922

のことであつて、公道、私道の別なく凡そ交通の用に供せら

れる道路の總てに適用されるものである(同令第一條)。本令

に付ては他日機を見て詳細に研究してみたいと思つてゐるの

で、本編に於ては一切この問題には觸れぬこととする。

七五 フランスの道路は行政法上、交通路 voirie の一部

門として取扱はれてゐる。交通路の中には、公共の用に供

する爲に設定された交通手段 voies de communication の總

てが包含される。即ち國道、縣道、市町村道及び街路の所

謂公道 voies publiques を始め、鐵道 chemins de fer 及び

軌道 tramways 河川 fleuves navigables 及び運河 canaux
de navigation 港灣 ports maritimes を含んでゐる。

七六 交通路を分つて大交通路と小交通路とする。大交

通路 grande voirie の中には國縣道 routes 之の延長 pro-

longement 又は間道 traverses (即ち國縣道を連結する近

道)たる街路 rues。パリ市内の街路が包含され、小交通路

petite voirie には市町村道 chemins vicinaux。パリ市以外の

市の街路及び廣場 places 里道 chemins ruraux がこれに屬

してゐる。パリに於ては道路の設置 établissement 及び保

存 conservation に關する事項は總て大交通路行政に屬する

が、交通警察 police de la circulation に關する事項は一切

小交通路行政に屬することとなつてゐる。

大交通路は、パリの街路を除くの外、土木大臣 le mini-

stre des Travaux publics の所管に屬し、小交通路並にパリ

の街路は内務大臣 le ministre de l'Intérieur の所管に屬し

てゐる。大交通路違警罪 contraventions de grande voirie

即ち國縣道の保存を目的とする法令に對する違犯の處罰は

縣參事會（前出二〇以下、六八參照）小交道路違警罪の處罰は違警罪裁判所（前出四八參照）の管轄に屬せしめられてゐる。

嚴密なる意義に於ける交通路は、耕作道甲 *chemins d'exploitation* を含まない。耕作道乙は私道であつて公道ではないからである。（後出四七七以下參照）

七七 行政廳の認定を受けない里道を除くの外、交通路は總て公物 *domaine public* に屬し、その結果公物に特有なる不融通性を有する。即ち之を讓渡し又は時效に因つて取得することを得ない。國道は國の公物に屬し、縣道は縣の公物、その他の道路は總て市町村の公物に屬してゐる。

七八 國道、縣道又は市町村道といふのは、國道、縣道又は市町村道に編入 *classer* された道路の總てを指稱するのである。市街地道路 *voiries urbaines* と稱するのは、市、町等の市街地 *agglomération* 内に存する公道編入、未編入を問はずの總てを包含する。里道 *voiries rurales* は市町村の郊外に於ける交通確保の用に供せられる一切の公道

（認定、未認定を論ぜず）を包含する。

七九 道路は數個の部分より成る。即ち車道 *chaussée* 路肩 *accotement* 歩道 *trottoir* 側溝 *fossé* 堤塘 *berge* 及び斜面 *talus*、又場合に依つては、支壁 *mur de soutènement* より成つてゐる。凹地、水流、鐵道等の自然又は人工の障礙物を越える爲に用ゐられる橋梁 *pont* も亦道路の中に含まなければならぬ。下水渠 *égout* も公道の附屬物 *dépendances* と看ることが出来る。

第三節 道路の開設及び編入

八〇 原則として道路は、一の行政行爲によつて以上に列擧した種類の何れかに加へられない限り、公道とはならない。この行爲を編入 *classement* と稱する。編入は既存の道路に付て公道の身分、それが従ふべき行政制度、それが所屬すべき法人を決定するものである。

八一 例外として、判例は市街地道路の編入に付ては、必ずしも行政廳の特別の行爲を必要とせず、市街地道路

が公道の性質を有する爲には、市町村の所有に屬する土地に開設されるを以つて足るとしてゐる。未だ編入手續を経ざるも、その沿道に建築物を有し且つ市街地内に於て二個の公道を連結してゐる道路に對して、市街地道路たる性質を認めてゐる（一八九八年七月二十九日參事院一九〇〇年一月二二日破毀院）

八一 新に道路を開設しなければならぬ場合と、既存の道路に付て單に編入手續（それぞれの場合によつて、宣言 *déclaration* 又は認定 *reconnaissance* とも稱する。後出一〇七參照）を執るべき場合とは之を區別して考へなければならぬ。前の場合と後の場合とは、執るべき手續が著しく異なつて居り又、私所有權に對して法律が與へてゐる保障も大いに相違してゐるからである。

八二 前の場合、即ち公道の開設 *ouverture* は、公用徵收 *expropriation pour cause d'utilité publique* に關する一八四一年五月三日法の定むる手續を完了した後でなければ着手出来ない。換言すれば調査 *enquête* 公益認定 *déclaration*

ion d'utilité publique 徵收の判決 *jugement d'expropriation* 補償金 *indemnité* の拂渡の済んだ後に、始めて實行するとを得るのである。

第一款 國道

八四 國道 *route nationale* の開設は、法律に依つて認められることを必要とする。法律は之と同時に該事業の公益性を認定する（大土木工事 *grands travaux publics* に關する一八七〇年七月二七日法（註一））。

中絶工事 *lacunes* 及び矯正工事 *rectifications* に付ては、所要經費が豫算中に議決されてゐる場合には、法律に依る必要なく、國務參事院の議を経たる勅令で足りる。中絶工事といふのは曩に編入せられた道路の一部分にして、未だ工事を施行せず、又はその公益認定が失効したものであることであつて、矯正工事といふのは道路の屈曲を直線に改める部分的改修工事を意味する。

何れの場合に於ても、土木工事調査手續に關する一八三四年二月一八日令の定むる方法（註二）に依つて、豫先調査

enquête préalable を行ふことを必要とする。

註一 一八七〇年七月二七日法第一條要旨——(1) 國道、運河、鐵道、河川改修、泊渠及び船渠に關する工事にして國の起業に係るもの及び右の工事にして私設會社の起業に係るもの(使用料金徴收の有無、國庫補助の有無、公有地讓渡の有無に拘らず)は、之を大土木工事とす。大土木工事の許可は法律に依る。この法律は行政的調査の後に之を發布することを要す。(2) 運河及び鐵道の支線にして延長二十キロメートル未滿のもの、國道の中絶及び矯正に係る部分、橋梁その他輕易の工事に關する許可は國務參事院の議を經たる勅令に依ることを得。(3) 費用の全部又は一部を國庫が負擔すべき工事は、法律に依りて支出方法を定めたる場合、又は既に豫算中に經費を計上したる場合に非ざれば之を施行することを得ず。

註二 一八三四年二月一八日令の定むる豫先調査は次の様な手續に依つて行はれる。(1) 路線一般圖、重要な工作物の主要構造、費用の概算を記載したる目論見書を作成し、(2) 企業の目的及び之に因りて生ずべき利益を記載したる書類を之に添附する。(3) 路線 *tracé* の通過する縣の縣廳所在地に調査委員會(委員定數九人以上十三人以下。土地、森林、鑛山の主なる所有者、商業者、工場所有者等に就き之を選任する)

を設置し、(4) 計畫に係る企業に對する申告 *déclaration* を受付ける爲の登録簿を、一月以上四月以内の間、路線の通過する縣及び郡の縣廳所在地及び郡役所所在地に備付け、尙前記1及び2に掲げた調査の基礎となる書類も、同一の期間内同一の場所に備付けて、關係者の縦覽に供する。(5) 備付期間が滿了すると、3に述べた委員會は直に招集せられ、登録簿に依つて爲された申告を審査し、必要と認むる一切の資料を蒐集したる後、一月内に理由を附してその意見を行政廳に答申する。(6) 委員長は調査委員會の調書を作成し、遲滞なく登録簿その他の書類と共に、之を知事に送付し、知事は之に意見を附して調書作成の日より十四日以内に上級官廳に進達する。(7) 工事の施行に關係を有する市の商業會議所 *chambre de commerce* 及び、必要あるときは工藝諮問會 *chambre consultative des arts et manufactures* は、工事施行の效果及び便否に關し意見を開申すべきことを命ぜられる。その調査は5に定められた期間滿了前に知事に差出すことを要する。(8) 路線が地元の那の境界を超えない場合には、登録簿及び書類の備付期間を一月半以下八日以上の間、に於て適當に定め調査委員會を郡役所所在地に於て開き、又委員の數を五人乃至七人とする。

八五 法律を以つてすれば縣道、市町村道又は市街地道路を國道に編入することが出来る。この場合の處分は道路の敷地を構成する土地を國有に歸屬せしめるものであるかそれともこの土地は國道の通過の爲に使用されるだけであつて、縣又は市町村の所有權は依然として存續するのであるかといふ問題に付ては議論が岐れ一定した解釋はない。

第二款 縣 道

八六 縣道 route départementale に付ては、その編入、方向 direction 該道路の新設、矯正又は維持の爲施行すべき工事の設計及び見積に關する決定權を有する者は縣會（前出二九參照）である（縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四六條第六號（註一））。縣道が縣の區域内に限られる場合と、縣の境界を超える場合とは、別に大した面倒な問題を生じない。後の場合に於ては、關係を有する縣との協議に依つて處分を行へばよいのである（縣會に關する一八七一年法第八九條（註二）、第九〇條（註三））。

註一 一八七一年八月一〇日法第四六條第六號要旨——縣會は

左に掲ぐる事項を決定す。六、縣道の編入及び方向。縣道の
新設、矯正又は維持の爲施行すべき工事の計畫書、設計圖及び見積書。縣道の
新設及び維持を擔當すべき職員
の指定。

註二 同法第八九條要旨——（一）縣會は各その議長を介し且つ知事にその旨を通知したる後、其權限に屬する縣の事務にして同時に他の縣に關係を有するものに關し協議を爲すことを得。（二）縣會は共同の關係を有する工作物又は施設を共同の費用を以つて起工し又は維持する爲規約を定むることを得。

註三 同法第九〇條要旨——（一）共同の關係を有する問題は縣委員會又は特に設けたる委員會に依り各縣會を代表する協議會に於て之を討議す。（二）關係知事は何時にてもこの協議會に臨席することを得。（三）協議會に於て爲したる決定は、關係縣會の承認ありたる後効力を生ず。

八七 縣道の編入及び開設に付ては、公用徵收に關する一八四一年五月三日法第三條（註一）に所謂行政的調査 *enquête administrative* を、法律又は勅令の發布の前提として行はなければならぬ。行政的調査といふのは、行政廳に依つて行はれる調査といふ意味であつて、土木工事調査手續に關する一八三四年二月一八日令に所謂豫先調査（前出八三

註二参照)のことである。當該縣道に關係を有する郡會(前出三三参照)の意見を徵することも出来る(縣會及び郡會の權限に關する一八三八年五月一〇日法第四二條(註二))。

註一 一八四一年五月三日法第三條要旨——(1)國道、運河、鐵道、河川改修、泊渠及び船渠に關する大土木工事にして國の起業に係るもの又は會社若くは私人の起業に係るもの(使用料金徴收の有無、國庫補助の有無、公有地讓渡の有無に拘らず)は、法律に依るに非ざれば之を許可することを得ず。

(2)運河及び鐵道の支線にして延長二十キロメートル未満のもの、國道の中絶及び矯正に關する部分、橋梁その他總て輕易の工作物の施行は、國務參事院の議を経たる勅令に依り之を許可することを得。(3)縣及び市町村の工事の施行は、單純勅令に依り之を許可することを得。(4)本條の勅令又は法律を發布するには、必らず豫め行政的調査を行ふものとす。

註二 一八三八年五月一〇日法第四二條要旨——郡會は左に掲ぐる事項に關し意見を述ぶることを得。(1)郡に關係を有する道路、運河その他の公共事業、(2)郡に關係を有する縣道の編入及び方向、(3)郡役所、第一審裁判所、拘留場その他那の特殊の公共事務の用に供する建物の買入、受入、交換、新築及び改築並に之等の建物の用途の變更、(4)その他一般

に縣會が議決を命ぜらるる總ての事項にして郡に關係を有するもの。

八八 新規の縣道を開設し又は既存の縣道を矯正せむとする場合には、縣道は小工事 *travail de moindre importance* に屬するものであるから、法律に依る許可は要しないが、單純勅令 *décret simple* 即ち國務參事院の議を経ざる勅令に依つて、公益認定を行はねばならない。(前項註一参照)

八九 縣會が市町村道又は街路を縣道に編入した場合に於て、この處分は道路敷たる土地を縣の所有に歸屬せしめるものであるか、それとも土地は縣道に使用せられるが、所有權は依然として市町村に残るのであるかの點に付ては議論がある(前出八五参照)。

九〇 縣道に編入せむとする道路が國道から解除 *declassé* された道路である場合には、縣道への編入は縣會の申請に因り、又はその同意を得た後、勅令を以つて之を行ふ(路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる國道の

一部に關する一八四二年五月二四日法第一條(註)。

註 一八四二年五月二四日法第一條要旨——國道の中、路線の

變更又は新道の開設に因り解除せられたる部分は、關係を有する縣又は市町村の縣會又は市町村會の申請に因り又はその同意を得て、勅令に依り縣道、大交通市町村道又は單なる市町村道の中に之を編入することを得。

第三款 市 町 村 道

第一項 開 設

九一 市町村道 chemin vicinal は三種に分たれる。(1)

人交通市町村道 chemin vicinal de grande communication と稱するものは數個の市町村及び區を通過し、概ね國道又は縣道に聯絡するものであつて、(2)共通市町村道 chemin vicinal d'intérêt commun 又は中市町村道 chemin de moyenne vicinalité と云ふのは數個の市町村を通過するもの、(3)普通市町村道 chemin vicinal ordinaire 或は小市町村道 chemin de petite vicinalité とは二個の市町村のみを連結するものを云ふ。

九二 大交通市町村道又は共通市町村道の開設及び矯正

は縣會に於て之を決定する(縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四四條(註一))。この場合に於ける縣會の議決は公益認定と同一の效力を持つてゐる。

然し建物又は牆壁の存する土地を徵收することを要する場合には、豫め勅令に依る公益認定を行ふことを必要とする(市町村道の延長たる街路に關する一八六四年六月八日法第二條(註二))。縣會の議決又は勅令の發布の前に、土木工事調査手續に關する一八三四年二月一八日令の定むる所に從つて、豫先調査(前出八三註一参照)を行はねばならぬ。

註一 一八七一年八月一〇日法第四四條要旨——(1)縣會は大交通市町村道及び共通市町村道に付その認定を行ひ幅員を定め、開設及び矯正を命ず。(2)この場合の議決は一八三六年五月二一日法第一五條及第一六條に定むる効力を生ず(即ち、(イ)縣會の定めたる道路の區域内に存する土地は確定的に市町村の所有に歸屬し沿道土地所有者の權利は補償請求權に變ずる。尙此の點に付ては後出一一〇参照。(ロ)右に關する補償は小徵收委員會に依つて決定される。後出一〇一註参照。)

註二 一八六四年六月八日法第二條要旨——(1)市町村道の延長たる街路の開設、矯正又は擴張の爲、建物の存する土地の占用を必要と認めたるときは、公用徴収に關する一八四一年五月三日法の規定及び市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一六條後五項の規定(小徴収審査會に關する規定後出一〇一註2乃至6参照)に依りて徴収を行ふ。(2)建物の存する土地が市町村の市街地外に於ける市町村道の路線上に存する場合亦同じ。

九三 知事はこの調査の期間を定める(地方分權に關する一八五二年三月二五日令の改正に關する一八六一年四月一三日令甲號表第六項)。縣會の議決は關係市町村會の意見を徴した上で行はなければならない(一八七〇年訓令第一五條、第一九條)が、縣會は必ずしもその意見に従はねばならぬ義務はない。郡長の意見をも徴することを要求されてゐる。然しこの手續を缺いても、別段無効になるといふ規定はない。

九四 普通市町村道に關しては、開設及び矯正を決定する權限を有する者は縣委員會(前出三一以下参照)である(縣

會に關する一八七一年八月一〇日法第八六條(註二))。然しながら建物の存する土地の徴収を要する場合に於ては、施行せむとする工事の公益認定は、勅令に依らなければならぬ。この場合には豫め、市町村土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令に定められた手續に依つて、所謂利害較量調査 *enquête de commodo et incommodo* を行ふのである。

註一 一八七一年八月一〇日法第八六條要旨——(1)縣委員會は市町村會の意見を徴し市町村道の宣言、普通市町村道の編入、開設及び矯正、右の道路の幅員の決定を爲す。(2)縣委員會はこの點に於て市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一五條(後出一〇一参照)及び第一六條(後出一〇一註參照)に依り知事に委任せられたる權限を行使するものとす。

註二 利害較量調査に付て、一八三五年八月二三日令は次の様に規定してゐる。

先づ(1)調査は事業の目的を明かにしたる計畫書、工事の路線、工作物の主要構造及び費用の概算に基いて開始される(第二條)(2)計畫書は十四日開市町村役場に之を備付け住民の縦覽に供する。この期間が満了すると、知事の指定する官

吏が市町村役場に於て連續三日間、計畫工事の公益性に對する住民の申告を受理する。市町村役場に於ける一件書類の備付に付て定められたる期間及び調査期間は、知事が之を延長する事を得る。之等の期間は、公告及揭示に依りて通知したる日より之を起算する。この手續の完了は、市町村長の證明書に依りて之を證明するものとす(第三條)(3)申告の登録簿を閉鎖し、之に署名したる後、受命官吏は理由を附したる意見書及び調査の基礎となるべき他の審査書類と共に、直に市町村長に之を交付する。調査の登録簿の中に、計畫の採用に反對の申告ある場合又は受命官吏の意見が採用に反對なる場合には、市町村會をして之等を審査の上、理由を附したる意見書を提出せしめることを要する。如何なる場合に於ても、市町村長は直に關係書類を郡長に提出し、郡長は理由を附したる自己の意見を添へて知事に進達することを要する(第四條)(4)知事は法令の定むる場合に於ては、地元の商業會議所及び工務諮問會の意見を徴したる後、理由を附したる意見を具して關係書類を全部主務大臣に進達することを要する。これに基いて、當該工事が公共の利益となるべきや否やを勅裁する(第五條)。

九五 市町村會は、或は計畫の公益性に關する調査に

付、或は調査書類に記載せられた異議の申立 réclamation に付て議決を命ぜられる。市町村道の開設及び矯正は、築造及び維持の費用を市町村の負擔とするものであるから、縣委員會は市町村會の同意を得ず之を宣言することを得ない(一九〇四年四月二三日參事院)。市町村會の議決の後、書類(設計、測量及び報告)は郡長が之に自己の意見及び郡道路吏員の意見を附して知事に進達する。主任道路吏員(後出四七三參照)及び知事もそれぞれ自己の意見を附ける。

九六 市町村道の開設又は矯正に關する縣會又は縣委員會の決定は、道路が公共の使用に供せられた時から普通編入 classement ordinaire の效力を生ずるが、工事の施行に關しては單に公益の認定たる性質を有するに過ぎない。

九七 市町村道の開設に付公益を認定する行爲に對しては、不適當 inopportune 又は事實認定の錯誤 fautive appréciation des faits を理由として國務參事院に出訴することを得ない(一八九六年一月二〇日參事院)。但し無權限

incompliance 手續の違法 vice de forme 又は權限の違法行
使 détournement de pouvoir の瑕疵ある場合には、權限超
過を理由として、この行爲に對して行政訴訟を提起するこ
とが出来らるであらう(前出五八、六三參照)。市町村の私有地
(即ち公物に屬せざる市町村有地)の耕作に便宜ならしめる
爲、専らこれと聯絡することを目的とした道路を開設する
際に、市町村道の開設として公益の認定を爲したる場合の
如き、殊に然りである(一九〇〇年一月二六日參事院)。

九八 公益認定の後、工事を施行すべき場所又は地區の
決定に付ては、公用徵收に關する一八四一年五月三日法第
二條の定むるところに依る。即ち計畫に係る公共用工作物
の數地となるべき土地は勿論、完成後又は將來に於て之等
の工作物の價値を完全に保持する爲に必要と認められる總
ての土地を包含することを得るのである。

九九 徵收すべき土地又は建物の細目圖 plan parcellaire
は、公用徵收に關する一八四一年五月三日法(註)第四條乃
至第七條の規定に從つて、之を作成し且つ公告することを

要する。但し細目圖の公告に因つて申出でた私人の補償要
求に付ては、市町村道の場合は國縣道の場合と異なり、同
法の定むる特別の委員會の審査に附せられないで、市町村
會が同法第七條(註)の調査に基いて、意見を提出する事に
なつてゐる(一八四一年五月三日法第一二條第一項(註))。
市町村會が意見を提出しなければ調査は無効となる。市町
村長は調査を知事に移送する。知事は同法第一一條及び第
一二條第三項(註)に依り、上級官廳の認可を要する場合を
除くの外、市町村長の調査を審査し、縣參事會の議を経て
讓渡命令 arrêt de cession を發する。

註 參考の爲茲に一八四一年五月三日法の規定する公用徵收準
備手續の概要を掲げて置く。

第一條——(1)公用徵收は司法官廳 autorité de justice 之
を行ふ。(2)裁判所は、本法に定むる形式に於ける公益の
調査及び認定の行はれたる後に非ざれば、徵收を言渡すこ
とを得ず。(3)右の形式とは左に掲ぐるものを謂ふ。一、
徵收を必要とする工事の施行を許可する法律又は勅令。二、
工事を施行すべき場所又は區域に付、法律又は勅令に指定

なき場合に於ては、之を指定する知事の文書。三、その後に至り知事が徵收を適用すべき私有地を決定したる場合に於ては、その命令。

第四條——技師その他工事の施行を擔當する技術者は、護渡を必要とする土地又は建物の細目圖を、關係市町村毎に作成するものとす。

第五條——右の細目圖には原簿記載の通に各所有權者の氏名を記載するものとす。細目圖は八日間、關係市町村役場に備付け、關係者の縦覧に供すべし。

第六條——(1)前條の期間は、市町村役場に就きて圖面を閱覽すべき旨を告知したる日より之を起算す。(2)この告知は、市町村内に於て喇叭又は太鼓を鳴して之を公告し且つ市町村規則の定むる所に依り市町村役場の正門その他人通多く且つ見易き場所にて之を掲示す。(3)尙郡内に於て發行する新聞紙の一、この種のもの無きときは、縣内の新聞紙の一に之を掲載するものとす。

第七條——公告及掲示は市町村長之を行ふ。市町村長は特に調書を作成し、有效に行はれたる申告及び補償要求を記載し、出頭したる當事者の署名を要求し、關係者より差出たる書類を之に添附す。

第八條——(1)第五條に規定する八日の期間満了したるときは、委員會を郡役所所在地に招集す。(2)委員會は縣會議員又は郡會議員の中より知事の指定したる者四人、關係市町村長、工事の施行を擔當する技師の中一人を以つて之を組織し、郡長その議長となる。(3)委員會は委員五人以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず。(4)徵收に關係ある土地又は建物の所有權者は議事に參與することを得ず。

第九條——(1)委員會は八日間、所有權者の意見書を受理す。(2)必要と認むるときは之を命ずることを得。(3)委員會はその意見を開申す。(4)委員會の議事は十日の期間内に之を終了すべし。委員會の議事終了したるときは、郡長は直にその調書を知事に提出すべし。(4)右の期間内に委員會の議事終了せざるときは、郡長は三日内にその調書及び蒐集せられたる資料を知事に移送することを要す。

第一〇條——(1)委員會が技師の示したる路線に變更を加ふべきことを提議したるときは、郡長は直に第六條に定むる手續に依り、この變更に關係を有すべき所有權者に對し、この旨を通知することを要す。告知の日より八日間、調書及び關係書類を郡役所に備付くべし。關係當事者はその

場所にて無料にて閱覽し、意見書を提出することを得。

(2) 郡長は縦覽期間後三日内に關係書類全部を縣廳に移送すべし。

第一一條——(1) 知事は調書及び添附書類を審査し、理由を附したる命令に依り、讓渡すべき土地を決定し、引渡の期限を指定す。但し路線を變更する必要ありとする委員會の意見を採用したる場合に於ては、知事は上級官廳の宣言ある迄之を中止すべし。(2) 上級官廳は情況に依り確定的に決定し、又は更に前數條に定むる手續の全部若くは一部を行ふべき旨を命ずることを得。

第一二條——(1) 第八條乃至一〇條の規定は、専ら市町村の公益に關する工事に付市町村が徵收を申請したる場合には之を適用せず。市町村道の開設又は矯正に關する工事に付亦同じ。(2) この場合に於ては、第七條に定むる調書は市町村會の意見と共に市町村長より之を郡長に移送し、郡長は自己の意見書を添へて之を知事に進達すべし。(3) 知事は調書を審査し、上級官廳の認可を要する場合を除くの外、縣參事會の議を経て、前條の決定及び指定を爲すべし。

100 市町村道の開設に必要な土地の協議上の讓渡

は、無償又は有償で之を行ふことが出来る。前の場合に於ては寄附の申込となり、後の場合に於ては賣買となる。この種の法律行為に付ては、市町村會に附議してその承認を経ることを必要とする。この場合に於て、その費用を同一種類の經費と合算したものが知事の許可を要せずして市町村が設定することを得る財源の限度を越ゆる場合の外は、別段知事の認可を経ることを要しない。

101 行政廳と土地又は建物の所有權者との間に協議が調はない場合には、知事は當該財産の所在地を管轄する郡裁判所の檢事に事件を移送し、檢事は三日内に裁判を請求する。裁判所は檢事の請求に因り、知事の讓渡命令に記載せられた土地又は建物の徵收を言渡し、且つ補償金の決定を擔當する徵收審査會 *jury* の職務を統理せしめる爲、裁判所の職員の一を會長 *magistrat directeur* に任命する。市町村道に關する場合は、特に一八三六年五月二日法第一六條第二項(註)の規定に依り、郡裁判所の職員の外、區の治安判事を審査會長に任命することが出来る。

註 一八三六年五月二一日法第一六條要旨——(1)市町村道の

開設及び矯正に關する工事は縣令に依りて之を許可す。(2)本條の施行の爲徴收に依ることを必要とする場合に於ては、補償の裁定に關する審査會を設置し、審査員四人を以つて之を組織す。郡裁判所は徴收の言渡と共に、審査會の議事その他會務を統理する爲、郡裁判所判事中之一人又は區の治安判事を指定す。可否同數なるときは、判事の決する所に依る。(3)裁判所は毎年縣會より提出する名簿の中より審査員四人及び補充審査員三人を選任す。行政廳及び關係當事者は天々一回に限り忌避の申立を爲すことを得。(4)判事は當事者の同意書を受理すべし。(5)その調書に因り所有權の移轉を生ずるものとす。(6)徴收を言渡したる判決又は補償金を裁定したる審査會の宣告に對する破毀の上訴は、公用徴收に關する法律に定むる場合及び手續に依るの外、之を爲すことを得ず。

1011 土地又は建物の讓渡に付ては所有權者に別段異議がないが、價格の點に於て行政廳と合意成立せざる場合に於ては、裁判所は承諾書を交付し審査會長たる判事を指定するに止まり、徴收の言渡は行はないのである。

1013 徴收の判決は、その摘要(所有權者の氏名、判決の理由及び主文を掲げること)を、公用徴收に關する一八四一年法第六條(前出九九註参照)の定むる方法に依つて公告及び揭示し、且つ郡内又は縣内の新聞紙の一に之を掲載すると共に、居所の知れたる所有權者に之を送達する。右の送達を受けた所有權者は用益權者、使用權者その他の權利者に之を通知する義務を有する。公告手續を完了すれば、直に判決を郡の抵當權保存所 *bureau de la conservations hypothéques* に謄記 *transcrire* しなければならぬ。

徴收不動産は徴收の判決に依つて行政廳に移轉する。先取特權及び抵當權以外の物權、例へば用益權、使用權、地役權等は、徴收の判決の効力に依つて解除せられ、補償請求權に變ずる。之等の權利者は補償金の裁定前に申出づれば、各別に補償金の拂渡を受けることが出来る。先取特權及び抵當權を有する者は、判決の謄記の日より十四日以内に之を登記 *inscrire* しなければならぬ。右の期間内に登記さ

れた先取特權及び抵當權は、判決の效力に依つて滌除せられ、債權者は所有權者に交付される徵收補償金に付て優先辨濟を受ける事が出来る。期間内に登記しない場合には、先取特權及び抵當權は消滅し、債權者は徵收代金に付て何等の優先權をも有せざるに至るを原則とする。

行政廳と所有權者との間の協議に依つて讓渡の合意が成立した場合に於ても、徵收の判決があつた場合に準じて、その賣買契約（行政行為の形式に依ることを得）を公告及び登記することを必要とする。この手續を執ることに依つて、先取特權及び抵當權以外の物權は解除せられ、先取特權及び抵當權を有する者は、登記の日より十四日以内に自己の權利を登記した場合には、代金に付て優先辨濟を受けることの外に、徵收審査會に依つて補償金を決定すべき旨を請求することが出来る。補償金は普通市町村道の場合は市町村長、大交通市町村道又は共通市町村道の場合は知事より關係者に交付される。

一〇四 徵收審査會は補償金を決定する機關である。審

査會に二種ある。大徵收審査會 *grand jury de expropriation* は一八四一年法に基くものであつて、會長及び審査員八人を以つて之を構成する。會長は郡裁判所の判事を以つて之に充てることを必要とする。審査員は、毎年縣會より提出する名簿を基礎とし、事件毎に郡裁判所第一部に於て作成する會議名簿（候補者四十人を選んで登載する）の中から八人を選任するのである。

小徵收審査會 *petit jury de expropriation* は、市村道に關する一八三六年法に依つて構成される。會長は判決言渡の際に郡裁判所判事の一人又は區治安判事を之に指定する。審査員は毎年縣會より提出する名簿に依つて四人選任する。この外に補充審査員三人が選任せられる。審査員は徵收の判決自體に於て之を指名することも出来る。

一〇五 徵收審査會は審査會長たる判事の統理の下にその職務を行ふ。審査會長は審査會の一切の行動に關與しなければならぬ。殊に土地の檢證 *enquête* に付て審査會長の立會がなければ無効となる。審査會の裁定も審査會長の署名

がなければ無効である。審査會長は可否同数の場合に於ける採決權を有してゐる。補償金は土地の引渡を受ける前に拂渡さなければならぬ。

一〇六 總て送達 signification は、普通市町村道の場合に於ては市町村長の請求に依りて執達吏が行ひ、大交通市町村道又は共通市町村道の場合に於ては知事の命に依り縣廳の職員が之を行ふ。

第二項 市町村道の認定及び編入

一〇七 既存の道路を市町村道に編入することは、それが既に市町村の所有に屬し且つ現に公共の用に供せられてゐる場合に限り縣會又は縣委員會の權限に屬する。即ち大交通市町村道及び共通市町村道の編入は縣會、普通市町村道の編入は縣委員會の權限に於て之を決定することが出来る。法定の手續に依り或る市町村道の延長として認定された街路に付ても同一の方法に依ることが出来る（市町村道の延長たる街路に關する一八六四年六月八日法第一條註）

この方法は大交通市町村道の場合には市町村道の宣言

declaration de vicinalité 共通市町村道の場合には市町村道の指定 designation de vicinalité 普通市町村道の場合には市町村道の認定 reconnaissance de vicinalité と云ふ言葉で呼ばれてゐる。

註 一八六四年六月八日法第一條要旨——總て成規の手續に依り市町村道の延長として認定せられたる街路は、市町村道と同一の法令に従ふ。

一〇八 市町村道の編入は、知事が發案し又は市町村若くは利害關係者より之を申請することが出来る。道路吏員は目論見書を提出する。大交通市町村道又は共通市町村道の場合には縣會が關係市町村會及び郡會の意見を徴し、普通市町村道の場合には縣委員會が關係市町村會(註)の意見を徴することを要する。

註 普通市町村道は二個の市町村を連結するに過ぎない(前出九一參照)から別段郡會に諮問する程の必要は認められないのである。

一〇九 縣會は市町村會及び郡會の意見と異なつた決定

を爲すことを得る。同様に、縣委員會も市町村會の意見に拘束されずに普通市町村道を編入することが出来る。但しこの場合の處分に依つては、維持に要する費用を市町村の義務費とする譯にはゆかない。

一一〇 縣會又は縣委員會の決定に基づき、知事が市町村道の認定及びその幅員の決定に關する命令を發すると、道路區域に決定された部分の土地は確定的に道路に歸屬せしめられるのであつて、この場合に於ては、道路敷の所有權が實際は市町村に存せず、他に土地所有權者があつたととしても、その土地所有權者の權利は補償の請求權に變じて終ふのである（市町村道に關する一八三六年五月三一日法第一五條（註））。

註 一八三六年五月三一日法第一五條要旨——（一）市町村道の認定及びその幅員の決定に關する知事の命令はその決定したる區域内に存する土地を確定的に道路に歸屬せしむ。（二）沿道土地所有者の權利は補償請求權に變ず。（三）補償は協議に依り、又は鑑定に因り區の治安判事之を定む。

一一一 認定又は編入の行爲を公告すれば、補償金の拂渡前と雖も直ちに所有權喪失の效果が生じるから、この處分は當然その前に、行はんとする編入の當否に付公衆が意見を述べたことを許すのみならず、又關係土地所有者が該道路の公共性 *publicité* 又は市町村の所有權に對する異議の申立を許す爲に、調査を行はなければならぬ。

一一二 既存の道路が私道の性質を有し、之に對して別段争なきときは、土地所有者が許容 *tolérance* に依つて公衆にそれを使用させてゐる事實のみにては、私道たる性質を失はしめるだけの效果はない。この種の道路は、公益の認定及び徴收を行つた上でなければ、之を市町村道に變更することを得ないであらう。

一一三 行政廳が或る道路を公共的のものにして且つ市町村の所有に屬するものなりと信じて編入の前提たる手續に着手した場合に、調査の途中に於て私人よりこの道路は自己の所有に屬するものなるを以つて編入に異議ある旨の申出があつたときは、縣會及び縣委員會は先決問題たる土

地所有權に關して通常裁判所が判決を與へる迄、編入の提案を決定することを見合はさねばならない。この場合に私人の申出でた異議又は補償の要求を無視して編入を行へば權限超過となるであらう（一八八六年一月八日、一八八九年四月五日參事院）。又この場合に於ては、沿道の土地所有者はその占有を保持する爲に占有の訴を提起することが出来るであらう（一八四七年三月九日破毀院）。

一一四 調査の途中に於て、關係者から何等の要求も無かつた場合には、編入の宣言は確定力を有する。従つて私人は權限超過を理由とし、行政訴訟に依つて之を覆すことを得ない。ただ補償請求權のみは、編入當時迄該道路がその所有地たりしことを司法裁判所に依つて認められた場合に限り、之を行ふことが出来る。この場合に於て占有の訴は、市町村をして所有權確認請求訴訟に於て原告の立場を執らしめ、市町村の主張する土地所有權に付て立證を爲さしめる目的のためのみ、之を提起することが出来る。

一一五 認定行爲に依つて道路敷に編入せられた土地の

所有權者に對して交付すべき補償金は、協議に依つて之を決定することが出来る。この場合に於ては、市町村長は道路吏員の立會の下に土地所有者と交渉を行ひ、その結果を市町村會に附議して承認を求める。この場合の承認は、市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第六八條に定められた範圍、即ち「其ノ費用ヲ當該年度ニ於ケル同一ノ種類ノ費用ニ合算シタル額カ特ニ許可ヲ要セスシテ市町村ニ於テ創設スルコトヲ得ル經常及ヒ臨時ノ財源ノ限度」を超えないときは直ちに確定力を有し、もし之を超ゆる場合には知事の認可を必要とする。賣買契約證書には印紙税を課せられるが、登記は無料である。

一一六 當事者間に於て協議調はざるときは、補償は治安判事に依つて定められる。補償の要求を爲すには豫め市町村に計算書 *mémoire* を提出して置かねばならぬ。判事は鑑定人の意見を聽いて決定する。鑑定人は二人とし、一人は關係土地所有者に依り他は郡長に依つて選任される。當事者よりの指定無き場合には、治安判事が之を指定する。

鑑定人の意見一致せざるときは、治安判事は第三の鑑定人を指定する。治安判事の判決に對しては、補償額がその第一審にして且つ終審たる權限の價額（前出四七參照）を超越する場合には控訴することが出来る。補償要求の訴權は二年の経過に依つて消滅する。

一一七 大交通市町村道又は共通市町村道の編入に關する縣會の決定が權限超過又は法令違反の場合には、知事の請求に因り勅令を以つてその無効を宣言することが出来る（前出三〇參照）。尙總ての關係者はこの決定に對し、權限超過を理由として國務參事院に訴することを得る。この場合に於ては縣會の決定の告示の日より二月の期間内に訴訟を提起することを要する。

一一八 普通市町村道の編入に關する縣委員會の決定に對しては、種々の救濟方法が開かれてゐる。關係者は先づ縣委員會自體に請願することが出来る。縣委員會はその決定が未だ執行されない場合には之を撤回することを得る。

一一九 知事は縣委員會の議決が權限超過又は法令違反

と認むるときは、縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四七條に依り、閉會の日より二十日以内に無効確認の申請を爲すことが出来る（前出三三參照）。この外に尙、私人に對しては次の二様の救濟方法が認められてゐる（一八七一年法第八八條）。（一）縣委員會の爲したる決定が事實認定の錯誤に因り不適當なりとする不服は縣會に對する異議申立 *appeal* の目的と爲すことを得る。本件に付ては縣會のみがそれを審議する權限を有してゐる。この異議申立は知事、市町村會よりも之を提起することが出来る。自己の有する利害關係を證明すること能はざる住民又は納稅義務者にはこの資格がないであらう（一九〇〇年八月七日參事院）。この異議申立は縣委員會より關係者に對して決定の通知を爲したる日より一月内に縣委員會議長に之を告知しなければならぬ。縣會はその直近の會議に於て之を決定する。國務參事院は縣會に申立つべき理由に付ては審理の權限を有しない（一九〇三年四月三日參事院）。

一二〇 縣委員會の議決が權限超過又は法令違反の

瑕疵を有する場合に於ては、關係當事者は國務參事院に行政訴訟を提起することが出来る。當然無効を理由として縣會に異議の申立を爲すことを得ない（一九〇三年二月一日參事院）。

一一一 市町村道の編入に關する縣委員會の決定に對し國務參事院に出訴する爲當事者に許されたる二月の期間は其議決の揭示の日より進行する（一九〇〇年一月三〇日參事院）。關係者に對して爲したる行政的通知の日より進行することも出来る（一九〇二年六月二〇日參事院）。編入に關して行政訴訟を提起せられた道路の地元市町村は訴訟に参加することを得る（一八九九年四月二一日參事院）。一八七一年法第八八條に依り縣委員會の決定を權限超過又は法令違反なりとして國務參事院に出訴したる場合に於ては訴訟費用は一切免除される。然し此費用免除の特典は異議の申立を決定したる縣會の議決に對して爲したる行政訴訟には適用がない（一九〇四年二月一六日參事院）。參事院に對する上訴は議決に對して確定停止の效力を有する。

一二二 縣會又は縣委員會の決定に對し法定の期間内に
出訴せざる者は、道路の敷地の取戻を請求することを得ない。その主張する土地所有權は、假令立證された場合と雖も、補償の請求權となり得るに過ぎないであらう（一八九六年六月二六日參事院）。

一二三 編入行爲に依つて土地が市町村道の敷地の一部と成るや否やの問題は、行政裁判所でなければ之を解釋することを得ない（一八八〇年六月二二日權限爭議裁判所）。従つて本問題が市町村と私人との間に於ける民事訴訟として繫屬する場合には、民事裁判所は行政裁判所が係争の編入行爲に付て解釋を下す迄裁判を中止しなければならぬ。

——第三節續

附記——前月號所載六註に掲げた各省は M. Haunier : *Précis élémentaire de Droit administratif*, 1926 に據つたものであるが、一九三三年版の同氏の *Précis élémentaire de Droit constitutionnel* に依ると、省の數は依然として十四省であるが復興省が廢止せられてその代りに航空省 *ministère de l'Air* が新設されたことになつてゐる。